

# 抽選販売の流れ

## 申込みできない方

- ア) 被後見人または被保佐人
- イ) 市税等の滞納者（市外の方:居住市町村税の滞納者）
- ウ) 「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱」に規定する排除措置対象者に該当する方
- エ) 転売目的の方（法人を除く）

## 1 申込み

【受付期間】 R8.6.1(月)～R8.6.30(火)

次の書類を勿来区画整理事務所に提出してください。

- (1) 保留地買受申込書
- (2) 確認書
- (3) 口座振替依頼書（抽選保証金返還口座登録のため）  
※ Web登録される方は提出不要
- (4) 請求書（抽選保証金返還のため）
- (5) 世帯全員の住民票（個人）
- (6) 商業・法人登記簿謄本（法人）
- (7) 市町村が発行する身分証明書（法人の場合：代表者個人の身分証明書）
- (8) 印鑑証明書（法人の場合：法人印の印鑑証明書）
- (9) 市税等の完納証明書（住所地が市外の場合：納税証明書）

### 【注意事項】

- ・ 申込書は郵送でも受け付けますが、受付期間内に当事務所に到着したもののみ受理します。

## 抽選指定書の交付

市から**抽選指定書、抽選保証金納入通知書**が送付されます。

## 2 抽選保証金の納入

納入通知書兼領収証書で納入してください。

※販売価格の3%（千円未満切上）

- (1) 保証金は、抽選終了後に指定の口座に返還します。
- (2) 当選者は、契約保証金納付後に返還します。  
契約保証金に充てることもできます。

### 【抽選保証金】

- |            |            |
|------------|------------|
| ①：302,000円 | ⑪：495,000円 |
| ②：518,000円 | ⑫：273,000円 |
| ③：922,000円 | ⑬：437,000円 |
| ④：483,000円 | ⑭：373,000円 |
| ⑤：352,000円 | ⑮：282,000円 |
| ⑥：376,000円 | ⑯：443,000円 |
| ⑦：348,000円 | ⑰：454,000円 |
| ⑧：398,000円 | ⑱：581,000円 |
| ⑨：398,000円 | ⑲：338,000円 |
| ⑩：398,000円 |            |

### 3 抽選

【日時】R8.7.24(金) 午後2時(受付:午後1時30分~)

勿来支所3階 中会議室

- (1) 抽選指定書、抽選保証金の領収証書を提示してください。
- (2) 抽選を代理の方に委任するときは、委任状を用意してください。

落選

抽選保証金を指定の口座に返還します。

当選

### 売却決定の通知

- (1) 買受資格を満たしている場合、市から売却の決定が通知されます。
- (2) 通知書に記載されている契約締結期限までに、土地売買契約を締結します。

**契約日当日に契約保証金を納入する必要があります。書類作成の都合上、契約日の事前打ち合わせをお願いしています。**

### 4 契約保証金の納入

納入通知書兼領収証書で納入してください。

※販売価格の5% (千円未満切上)

- (1) 抽選保証金を充て、不足分のみを納入することができます。
- (2) 契約保証金は、土地代金に充てることができます。

#### 【契約保証金】

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ①: 503,000 円   | ⑪: 824,000 円 |
| ②: 862,000 円   | ⑫: 454,000 円 |
| ③: 1,537,000 円 | ⑬: 729,000 円 |
| ④: 805,000 円   | ⑭: 622,000 円 |
| ⑤: 586,000 円   | ⑮: 470,000 円 |
| ⑥: 626,000 円   | ⑯: 738,000 円 |
| ⑦: 579,000 円   | ⑰: 756,000 円 |
| ⑧: 664,000 円   | ⑱: 968,000 円 |
| ⑨: 664,000 円   | ⑲: 562,000 円 |
| ⑩: 664,000 円   |              |

### 5 土地売買契約

土地売買契約書により、契約を取り交わします。  
上記、**契約保証金の納入と売買契約は同日**となります。

### 6 土地代金の納入

契約締結日から**10日以内**に納入してください。  
契約保証金を土地代金に充てるときは、保証金を差し引いた残額となります。



### 土地の引き渡し

- (1) 売買代金完納すると土地引渡通知書が交付され、土地が使用できるようになります。
- (2) 家屋等の新築、外構等の工作物を設置するときは、**施行区域内建築行為等の許可申請**が必要となります。
- (3) 購入した保留地に自宅を新築するなどし、土地売買契約時と異なる住所地となったときは、**権利変動届書**を提出してください。

### 購入した宅地(保留地)の登記について

購入した保留地は、事業完了時の換地処分という手続きののち、いわき市から購入者へ所有権移転登記が行われます。

このため、契約時から換地処分までの間は、登記簿謄本がない状態となりますが、各種の権利は、施行者が管理する台帳に記載することで保全されます。

事業完了は 令和14年3月31日以降を予定しています。